

令和 8 年度第 7 回（令和 8 年 7 月 1 4 日）庁議提案

☒審議 ☐報告 ☐その他

担当部・課：企画部地域振興課〔内線：4 2 4 8〕

牡鹿総合支所地域振興課〔内線 2 2 0〕

1 件名

石巻市牡鹿地区市民バスの使用料納付方法の見直しについて

2 施策等を必要とする背景及び目的（理由）**【背景】**

本市では、牡鹿地区の公共交通の整備を図り、市民の福祉の増進及び生活環境の向上に資するため、「石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例（以下「条例」という。）」に基づき、「石巻市牡鹿地区市民バス（以下「市民バス」という。）」を運行している。

また、令和 8 年 4 月より自動車等運転免許証返納者支援事業の拡充があり、市民バスも助成券の利用対象となっているが、条例上、使用料の納付方法が現金に限られており、助成券利用の妨げとなっていることから見直しを行う必要が生じている。

【目的】

石巻市牡鹿地区市民バスの使用料納付方法の見直しを行うもの。

3 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性**【根拠法令：☑有 ☐無】**

道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）

石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 8 4 号）

石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例施行規則（平成 1 7 年規則第 5 4 号）

【総合計画の位置付け：☑有 ☐無】

第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち

第 5 節 持続可能な公共交通ネットワークの整備の推進

【個別計画の位置付け：☑有 ☐無】

石巻市総合交通計画（2 0 2 2⇒2 0 2 6）

4 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 8 年 4 月 石巻市運転免許証返納者支援事業実施要綱改正

令和 8 年 5 月 住民バス等助成券交付開始

5 主な内容

使用料納付方法の見直しを行い、条例で定められている現金以外に規則で定める方法を追加する
(1) 石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例について

改 正	現 行
石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例 (使用料) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 使用料は、降車の際に納めるものとする。ただし、定期券により乗車する場合は、定期券の発行を受ける際に納めるものとする。	石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例 (使用料) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 使用料は <u>現金</u> で、降車の際に納めるものとする。ただし、定期券により乗車する場合は、定期券の発行を受ける際に納めるものとする。

(2) 石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例施行規則について

改 正	現 行
施行規則 (使用料の特例) 第6条 (略) <u>(使用料の納付方法)</u> <u>第7条 条例第6条第5項に規定する使用料を納付するときは、現金または市長が交付する助成券とする。</u> (通学定期乗車券) <u>第8条 (略)</u> (以下条ずれの修正)	施行規則 (使用料の特例) 第6条 (略) (通学定期乗車券) <u>第7条 (略)</u>

6 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【効果】

運転免許証返納者の公共交通の利便性向上、利用促進及び移動費用の負担軽減につながる。

7 他の自治体の政策との比較検討

8 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 9 月 市議会第3回定例会に石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布日から）
石巻市牡鹿地区市民バスの運行に関する条例施行規則の一部改正
（施行予定年月日：公布日から）

9 その他

令和8年4月1日から条例公布日の前日までに使用された助成券については改正条例の附則において追認等の対応を行うことによって有効なものとして扱う予定。